

石川県公報

令和 7 年 4 月 18 日（金曜日）

号 外

（第 36 号）

目 次

人事委員会		
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	1	○石川県人事委員会事務局文書取扱規程の一部改正 2 ○労働安全衛生規則等に基づく報告等に関する規程の一部改正 3

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年四月十八日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第八号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の三の二第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

二 公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則（平成十四年石川県人事委員会規則第三号）別表第二に掲げる株式会社

別表第一医療職給料表(一)の項中「小動物管理指導センター」を「動物愛護センター」に改め、「栄養士」の下に「及び管理栄養士」を加え、同表医療職給料表(二)の項中「人事課」を「人事・組織経営課」に、「庶務課」を「教育政策課」に改める。

別表第三の表中

栄 養 士

 を

栄 養 士
管理栄養士

 に改め、同表備考第一項中「栄養士」の次に「管理栄養士」を加える。

別表第七の表中

栄 養 士

 を

栄 養 士
管理栄養士

 に改める。

別表第九警察本部の部地域課の項中「地域課」を「警備課」に改める。

別表第十知事の事務部局の部本庁の項を次のように改める。

本 庁	部（局）長（人事委員会が別に定める職を含む。）	一 種
	部（局）次長（人事委員会が別に定める職を含む。）	二 種
	知事室長	
	デジタル推進監	
	交通総合対策監	
	少子化対策監	
	復旧復興戦略監	
	出納室長	
	課 長	

	部の名称を冠した課長	三種
	知事室次長	
	出納室次長	
	室 長	四種
	担当課長	
	所 長	
	課 参 事	五種
	室 次 長	
	分 室 長	

別表第十知事の事務部局の部中央病院の項中「、予防医療室長」を削り、同部農林総合研究センターの項中「総合研究部長」を「総合研究推進部長」に改め、同部土木総合事務所の項中

「

地域調整担当次長

」を

「

地域調整担当次長
事業調整室長

」に改め、同表教育委員会の部

事務局の項中「教育DX・教員確保指導力向上推進室次長」を「教育振興推進室次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

石川県人事委員会訓令第1号

石 川 県 人 事 委 員 会 事 務 局

石川県人事委員会事務局文書取扱規程（平成5年石川県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月18日

石 川 県 人 事 委 員 会

第1条の2第7号を削り、同条第8号中「固有文書分類表」を「文書分類表」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「行うシステム」を「行う情報システム」に改め、同号を同条第8号とする。

第7条第5項第1号中「固有文書分類表」を「文書分類表」に改める。

第15条第1項中「又は起案用紙」を削り、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、文書管理システムにより難しいものとして県総務課長が別に定める場合には、次に掲げる方法により行うことができる。

(1) 起案用紙を用いて行う方法

(2) 法令等に定める帳票を使用して発する届出書その他の文書について、当該帳票を用いて行う方法

(3) 文書管理システム以外の情報システム（あらかじめ県総務課長の承認を受けたものに限る。）により行う方法

第15条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項第4号を削り、同条第5項を次のように改める。

5 起案者は、起案文書に必要事項を記載し、記名押印又は記名押印に相当する記録をしなければならない。

第15条第6項を削る。

第17条及び第18条を次のように改める。

第17条及び第18条 削除

第20条中「、関係係員」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第25条第3項を削る。

第27条第1項を次のように改める。

発送文書は、次の各号に掲げるものを除き、公印又は電子署名を省略するものとする。

(1) 法令等の規定により公印を押すことが必要とされている文書又は電子署名を行うことが必要とされている文書

(2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書
(3) 事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要がある文書
(4) 前 3 号に掲げるもののほか、特に公印を押すことが必要であると認められる文書又は特に電子署名を行うことが必要であると認められる文書

第27条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り上げる。
第32条を削る。

第33条の見出しを「(文書分類表)」に改め、同条中「固有文書分類表」を「文書分類表」に改め、第 5 章中同条を第32条とし、第34条を第33条とし、第35条を第34条とする。

第36条中「共通文書分類表及び固有文書分類表」を「文書分類表」に改め、同条を第35条とし、第37条を第36条とし、第38条を第37条とし、第38条の 2 を第38条とし、第38条の 3 を第38条の 2 とする。

第39条第 3 項中「第38条」を「第37条」に改める。

第40条第 4 項中「共通文書については総務課長（1 年未満保存の共通文書については、課長）が定め、固有文書については」を削る。

第49条中「共通文書分類表、固有文書分類表」を「文書分類表」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の石川県人事委員会事務局文書取扱規程の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

石川県人事委員会告示第2号

労働安全衛生規則等に基づく報告等に関する規程（昭和47年石川県人事委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月18日

石 川 県 人 事 委 員 会

第 4 条の 2 中「別記様式第11号の1」を「別記様式第11号の1」に改め、同条を第 4 条の 3 とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(有害な業務に係る歯科健康診断結果報告)

第四条の11 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告は、別記様式第11号の1により行われる。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(労働者死傷病報告)

第五条の11 労働者死傷病報告は、別記様式第四号の1により行われる。

別記様式第 3 号中「殿」を「様」に、

「	所見のあつた者の人数		医 師 の指示人数		歯 科 健 診		を
「	所見のあつた者の人数		医 師 の指示人数		に改める。		

別記様式第 3 号の 2 中「第 4 条の 2 関係」を「第 4 条の 3 関係」に、「殿」を「様」に改め、同様式を別記様式第 3 号の 3 とし、別記様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第 3 号の 2（第 4 条の 2 関係）

文 書 番 号
年 月 日

石川県人事委員会委員長 様

事務所の長職氏名

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

対 象 年	年（ 月～ 月分） （報告 回目）	健診年月日	年 月 日
事 務 所 の 種 類		事 務 所 の 名 称	
事務所の所在地	郵便番号（ ） 電話（ ）		

健 康 診 断 実 施 機 関 の 名 称	
健 康 診 断 実 施 機 関 の 所 在 地	

取扱有害物質・業務内容 項 目	物 質
	業 務 内 容
労働安全衛生法施行令第22条第 3 項に 掲 げ る 業 務 に 従 事 す る 職 員 数	人
受 診 職 員 数	人
所 見 の あ っ た 者 の 人 数	人

産 業 医	氏 名
	所 属 機 関 の
	名称及び所在地

備考

- 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 1 年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（ 月～ 月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は、報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 「対象年」の欄の（報告 回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 「事務所の種類」の欄は、県の事務所に係る労働基準法による区分によつて記入すること。
- 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が 2 以上あるときは、その各々について記入すること。
- 「取扱有害物質・業務内容」の「物質」欄は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、^{ふっ}弗化水素、黄りんその他菌又はその支持組織に有害な物のうち、事業場においてガス、蒸気又は粉じんとして発散されているものを、「業務内容」欄は、当該物質が発散されている場所における具体的な業務内容を記入すること。
- 「受診職員数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。
- 報告書の提出部数は、1 部とする。

別記様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第 4 号の 2 （第 5 条の 2 関係）

労働者死傷病報告書

			事務所の種類	
事務所の名称				
カナ				
漢字				
工事名	派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の郵便番号 —			
事務所の所在地		構内下請事業の場合は親事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称	派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称	提出事業者の区分 派遣先・派遣元
電話（ ）				
郵便番号		職員数	発生日時（時間は24時間表記とすること。）	
—		人	年 月 日	時 分
被災職員の氏名			生年月日	性別
カナ			男・女	
漢字			職種	経験期間
休業見込期間又は死亡日時		傷病名	傷病部位	被災地の場所
休業見込 月・週・日	死亡日時			
災害発生状況及び原因 ①どのような場所で②どのような作業をしているときに③どのような物又は環境に④どのような不安全な又は有害な状態があつて⑤どのような災害が発生したかを詳細に記入すること。			略図（発生時の状況を図示すること。）	
報告書作成者 職氏名				

年 月 日

事務所の長職氏名

石川県人事委員会委員長 様

備考

- 1 この様式は、職員が公務災害、労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときに使用すること。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとすること。
- 3 「事務所の種類」の欄は、県の事務所に係る労働基準法による区分を記入すること。
- 4 「経験期間」の欄は、当該職種について 1 年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1 年未満の場合にはその月数を記入すること。
- 5 「災害発生状況及び原因」の欄及び「略図」欄に記入しきれない場合には別紙に記載して添付すること。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。